

# カントリーエレベーター

## 稼働情報



### カントリーエレベーター 利用について

- 稼働日程
- ・荷受日程  
カントリーエレベーター  
9月22日(土)～10月15日(月)  
各中継基地  
9月22日(土)～10月15日(月)
  - ・荷受時間  
カントリーエレベーター  
午前9時～午後5時  
各中継地点  
午前9時～午後4時30分

・荷受品種の荷受開始について  
あきたこまち：  
9月22日(土)～  
めんこいな：  
9月26日(水)～

・稼働休止日  
9月25日(火)・10月1日(月)

※稼働休止日については刈取  
粃の連続過剰荷受、粃の事  
故米発生防止の観点より、  
関係機関からの指導に基づ  
き実施します。稼働休止日  
は、カントリーエレベーター、  
各中継基地ともに、  
粃の荷受けができませんの  
でご注意ください。

### 【連絡先】

カントリーエレベーター  
018518818757



利用の申し込みについては、  
期間中も受け付けております  
が、事前にカドミウム検査を  
行う必要があります。  
調整機械（乾燥機等）の急  
な故障などの心配がございま  
したら対応致しますので、ご  
相談ください。また、刈取作  
業委託も受け付けております  
ので、カントリーエレベーター  
へご連絡お願いします。

## JAの自動車共済 トラクター・コンバイン・乗用田植機におすすめ!!

最新作乗用小型特殊自動車は自転車法上、自動車として取り扱われないため、  
白紙農共済（強制共済）に入れないから心配!!

最近、トラクターなどの農業機械と一般車両との交通事故が増えています!



JAでは「農耕作業用小型特殊自動車」による事  
故を保障する自動車共済（任意共済）を受付  
中。  
この機会に是非、お近くのJAにご相談下さい。

- トラクター【乗用・歩行型】
  - コンバイン
  - 田植機【乗用型・歩行型】
  - スピードスプレヤー（農業用取付車）
- 上記は、「農耕作業用小型特殊自動車」として自動車共済に加入できます。

### 小さな車まで大きな保障が嬉しい! あなたとコンバインのための安心プラン

農耕作業用小型特殊自動車共済掛金（一時払、平成30年4月現在）		
<保障内容>		
Ⅰ	Ⅰ 自動車加入（任意）	1か月 3,810円
Ⅱ	Ⅱ 対人賠償 → 無制限	2か月 4,970円
Ⅲ	Ⅲ 対物賠償 → 無制限（対物超過修理費用保障有）	3か月 6,410円
Ⅳ	Ⅳ 傷害定期給付 → 死亡1,000万円（標準型、被保険者 固定特約有）	4か月 8,020円
Ⅴ	Ⅴ 人身傷害保障 → 5,000万円（被保険者固定特約有）	5か月 9,610円
Ⅵ	Ⅵ 任意特約有	6か月 11,220円
Ⅶ	Ⅶ 任意特約有	1.2か月 16,030円
<保障内容>		
Ⅰ	Ⅰ 自動車加入（任意）	1か月 1,790円
Ⅱ	Ⅱ 対人賠償 → 無制限	2か月 2,200円
Ⅲ	Ⅲ 対物賠償 → 無制限（対物超過修理費用保障有）	3か月 2,880円
Ⅳ	Ⅳ 傷害定期給付 → 死亡1,000万円（標準型、被保険者 固定特約有）	4か月 3,600円
Ⅴ	Ⅴ 任意特約有	5か月 4,320円
Ⅵ	Ⅵ 任意特約有	6か月 5,040円
Ⅶ	Ⅶ 任意特約有	1.2か月 7,210円

※ 対物超過修理費用保障・・・対物賠償によって発生した対物自動車の修理費用超過額を超過した額について過半額を補償いたします。  
※ 対人賠償100万円につき、賠償上限額となります。・・・賠償額を100万円に超過する場合は、超過部分の賠償は行いません。  
※ 任意特約プラン（保障内容）等、詳しくは各支店の担当にお聞きください。また、本誌までご連絡下さい。  
※ 農耕作業用小型特殊自動車とは高さ・幅・重量には制限がなく、最高速度が25km/h未満の農耕作業用自動車のことをいいます。  
※ ご契約の際は、「重要事項説明書（契約概要・注意事項等）」および「契約のしるし（約款）」を必ずご  
覧下さい。  
【18056810014】



路肩

気をつけてね!

平成30年全国農作業安全確認運動

農林水産省

